ASBJ

第 543 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(5)-4
日付	2025 年 3 月 18 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 235 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 235 回金融商品専門委員会（2025 年 3 月 13 日開催）において、ステップ 6 に関して、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の設例の文案（設例 1 から設例 5）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全体的な意見）

2. 全体的に事務局提案に異論はない。

3. 他の会計基準等の設例は現在形を用いて記載していることが一般的であるものの、設例の文案は過去形を用いて記載されている。この点、事務局がどのような意図によって過去形を用いて文案を記載したのか確認したい。

4. 全体的に設例の文案は PD の存在を前提にしているため、ステップ 2 を採用する金融機関が前提となっていると理解する。この点、ステップ 4 を採用する金融機関が設例を利用しづらくなると懸念されるため、PD 以外の要素も考慮できることを理解できる記載とした方がよいと考える。

（設例 1 の文案についての意見）

5. 設例 1 の 3.(3)の最後の段落は、一般的な判断基準を示す規範性を有する文章にも読める。この点、あくまで事例として示すのであれば、3.(2)②の内部信用格付の引下げがない場合においても同様の判定となったことを示す表現の方がよいと考える。

（設例 3 の文案についての意見）

6. 設例 3 の 2.(1)③の「銀行 E は、信用リスクの著しい増大の判定において不動産価値の下落を考慮しない。」という記載について、この判断が銀行 E による主体的な判断であるというよりは、会計基準において要求される事項であることを踏まえると、「銀行 E は、」を除いた方が IFRS 第 9 号の設例により近い表現となると考える。

7. IFRS 第 9 号の設例 3 は、ノンリコースの不動産ローンを前提としていると考えられるものの、我が国においては「不動産担保ローン」という用語は、必ずしもノンリコースの不動産ローンのみを意味しない。このため、設例 3 の文案において、不動産担保ローンがノンリコースであることを明確化した方がよいと考える。

以　上